

6月の環境月間に開催される関連イベント

期 日	イベント名	時 間	場 所	問 合 先
9日(土)	映画「第4の革命」上映会と パネルディスカッション	午後 2時～	飛騨・世界生活 文化センター (千島町)	有プレス ☎37-1159
16日(土)	第21回源流の森づくり 「いのちの森づくり」との連 携企画	午前 9時～	モンテウス (一之宮町)	一之宮支所 ☎53-2211
17日(日)	第14回グリーンマーケット (詳しくは下段をご覧ください)	午前 10時～	原山市民公園 (新宮町)	環境政策推進課 ☎35-3533
28日(木)	山の自然学校(講義編) (高山に生息するいろい ろなホタルの話)	午後 7時～	市役所 (花岡町2)	

PickUP グリーンマーケットに 行ってみよう!

原山の自然の中で、環境への理解を深める1日を過ごしてみませんか。

主な内容 ●いのちの森づくり第一章(森を知る)、フリーマーケット、ガーデニング講習会、リフォーム製品フェア、花苗の無償配布ほか

日時 ●6月17日(日) 午前10時～午後3時

場所 ●原山市民公園(新宮町)

参加申込みが必要なイベントは、6月7日(木)までに、住所、氏名、電話番号を、ガーデニング講習会の場合は加えて午前・午後の希望を明記し、**郵送**・**FAX**・**HP**で申し込みください。

【参加申込が必要なイベント】

- いのちの森づくり第一章(ガイドと自然散策・20人)
- フリーマーケット出店者(50区画)
- ガーデニング講習会(午前と午後で各30人)

申 込 環境政策推進課
問 合 先 ☎35-3533 FAX35-3169

環境月間とは、1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」の開催を契機に定められたもので、わが国では環境基本法(平成5年)の制定を受けて、6月5日を「環境の日」と定められました。

この法律では、国民全てが環境保全について関心を深めるとともに、環境保全の活動を行っていくことをうたっています。

さて、わたしたちの住む地球は今、温暖化などさまざまな環境問題を抱えています。私たちの毎日の暮らしの中から、地球にやさしいことを一人ひとりが考え、行動できることから始めてみませんか。



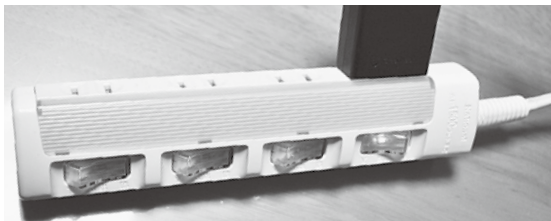
● 6月は環境月間です ●

毎日の暮らしから
地球にやさしさを

テレビやパソコンなど、使用しないときは、主電源を切るようにしましょう。

DVD・ビデオなどのデッキはプラグを抜くことで設定に影響が出ますので、オートオフ機能を使いましょう。

スイッチ付きの延長コンセント(写真)で、こまめに電源を切ることも重要です。



家庭でもできる 節電ポイント ①待機電力を カット

電化製品を使用していない場合にも電力が消費されているのをご存知ですか？
この時の電力を「待機電力」といいます。

節電に取り組みましょう

節電は今夏だけの特別な試みではありません。地球温暖化対策のため、将来につながる取り組みとして持続的な省エネ活動としましょう。

許さない! 不法投棄 6月5日まで 「不法投棄禁止 ウィーク」



家電リサイクル法の施行に伴い電化製品を不法投棄する例が増えています。

自分の土地であっても、穴を掘ってごみを埋めたりすることは「不法投棄」になります。

市では、6月から監視パトロールを実施し、不法投棄の未然防止に努めます。

個人であっても不法投棄を行うと「5年以下の懲役」または「1,000万円以下の罰金」もしくは、この両方の罰則が科せられることがあります。未遂についても同じ罰則です。

たばこの吸い殻などの「ポイ捨て」も不法投棄になります。くれぐれも不法投棄は行わないようにしましょう。

【参考】 市内における不法投棄件数 一般廃棄物40件/産業廃棄物24件/合計64件(平成23年度)